

福田内閣の防衛政策

～ 防衛論議の焦点 ～

外交防衛委員会調査室 おかどめ 岡留 やすふみ 康文・ささもと 笹本 ひろし 浩

昨年7月の参議院選挙の結果、民主党が参議院で第一党となり、与党（自由民主党及び公明党）は過半数を割り、政府にとり厳しい国会運営が予想された。そのような中、同年秋の臨時会開会3日目に、安倍内閣総理大臣（当時）が辞任を表明し、同年9月26日、自民党の福田康夫衆議院議員が総理に就任した。

福田総理は、就任後初めての所信表明演説で、日米同盟と国際協調を外交の基本方針とし、直面する喫緊の課題の一つに海上自衛隊によるインド洋における支援活動の継続を挙げた¹。また、在日米軍再編問題についても、抑止力維持と地元の負担軽減という考え方を踏まえ、着実に進めるという従来の政府の主張を表明した。本年1月の施政方針演説では、上記のほか、新たに防衛省改革、平和協力国家²、国際平和協力活動に関する一般法の検討などに言及したが、安倍前総理が挙げた、安全保障分野における官邸の司令塔機能の再編・強化及び集団的自衛権の研究には触れなかった³。

本稿では、昨年9月に誕生した福田政権の防衛政策に対する論議を紹介したい⁴。

1. 防衛大綱・中期防の見直し、防衛力整備

『平成17年度以降に係る防衛計画の大綱』（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定。以下「大綱」という。）は⁵、策定から5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合に、必要な修正を行うとされており、また、大綱の下での中期的な防衛力整備計画である『中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）』（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定。以下、「中期防」という。）についても、策定から3年後に必要な応じ見直しを行うとされていた⁶。さらに、中期防について、平成18年5月1日に取りまとめられた在日米軍の兵力見直し等についての具体的措置⁷に関する政府の取組を定めた閣議決定⁸において、「在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする」とされていた。

このような背景に加え、策定当時の防衛事務次官が防衛商社から供給を受け、収賄罪等で逮捕・起訴されたため、大綱・中期防を見直すべしとの意見が見られた。これに対し福田総理は、中期防や大綱の見直しについては、防衛省改革会議における議論の内容や安全保障環境の変化などを踏まえて、政府部内で必要な検討を早急に行っていくべきものと答弁した⁹。

また、政府は、本年5月30日、クラスター弾に関するダブリン会議において、クラスター弾の使用、保有等を禁止する条約案の採択のコンセンサス（合意形成）に参加した¹⁰。

今後同条約に署名し、発効すれば自衛隊が保有するクラスター弾を廃棄しなければならない。同弾を人道上の観点から全面禁止すべしとの意見がある一方、安全保障の観点から全面禁止を慎重に検討すべしとの意見もあった。

クラスター弾の保有の目的・必要性について防衛省は、クラスター弾は、我が国への着上陸侵攻の際に、通常爆弾では撃破できないような敵の部隊を迅速かつ広範囲に撃破し得る能力という点から、必要な装備と考えていると答弁した¹¹。

クラスター弾の廃棄によりその機能を補完する必要性について質された福田総理は、条約案が採択されたことは、人道上の観点から歓迎すべきとしながらも、現在保有しているクラスター弾の機能を補完するために必要な安全保障上の措置を適切に検討していかなければいけないと答弁した¹²。

廃棄した場合の我が国の防衛力に対する影響について石破防衛大臣は、抑止力を定量的に答えるのは極めて難しいが、面的制圧能力を相当に失うことになる、と答えた¹³。

2. 相次ぐ不祥事と防衛省改革

防衛省をめぐる不祥事が、ここ数年繰り返し発覚していた。重大な事態と判断されたもの等については、再発防止策などが検討・実施されてきたが、同種の事件が再発することも見受けられた。

国会で取り上げられた不祥事・事故等は、イージスシステムの特別防衛秘密流出事案（平成19年3月）、テロ対策特措法に基づく米艦艇への給油量取り違え事案（同年9月）、航泊日誌誤廃棄事案（同）、前事務次官への接待問題（同年10月）、護衛艦「しらね」の火災（同年12月）、報償費不正流用疑惑（同）、イージス艦「あたご」と漁船の衝突事故（平成20年2月）などがある。

これらの不祥事・事故等を受けて、防衛省においても、再発防止策等を検討するため、検討委員会等が設けられた。

他方、福田総理は、防衛省において国民の信頼を損ねるような様々な問題が発生していることは極めて憂慮すべき事態であり、抜本的な改革が必要であるとして、官房長官、防衛大臣及び民間有識者からなる「防衛省改革会議」（座長：南直哉東京電力株式会社顧問）を設置し、平成19年12月より、文民統制のあり方、秘密保全のあり方、調達改革の三つのテーマについて議論を開始した¹⁴。

同会議を設置した背景について問われた福田総理は、我が国の防衛という国家の基本的な役割を担う防衛省で、装備品調達の公正性、透明性に対する疑念のほか、国民の信頼を損ねるさまざまな問題が生じていることは極めて遺憾であり、防衛省・自衛隊の従来業務のあり方や慣行を総点検し、文民統制の徹底、厳格な情報保全体制の確立、防衛調達の透明性の確保について抜本的な対策を講じていく必要があると説明した¹⁵。

（1）文民統制

給油量取り違え事案¹⁶において海上幕僚監部の課長が取り違えに気づいていたにもかかわらず訂正しなかったことについて福田総理は、上司や防衛省関係部局に報告が一切行わ

れなかったことは、防衛省や自衛隊の事務処理のあり方に対する信頼を損ねるとともに、シビリアンコントロールの観点からも問題であり、遺憾である、結果として、国会等の場において誤ったデータを用いて答弁したことは遺憾である、とした上で、防衛大臣に対し、速やかに調査を徹底し、厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるとともに、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすよう指示したことを明らかにした¹⁷。

また、本年2月1日の防衛改革会議において、石破大臣が文民統制を徹底するための防衛組織のあり方について私案を説明したと報道された。私案の内容について問われた石破大臣は、文民統制の主体は政治家であり、官僚ではない、組織は使う側にとって使いやすいかという観点から議論すべきものである、防衛省・自衛隊の役割は、防衛力整備、運用、国民・国会への説明の3つに大きく分けられる、この3つの機能をどのように編成していくのがいいのかという議論をしていかなければならない¹⁸、組織改革が目的ではなく、文民統制にふさわしくきちんと機能するのかなのであると答弁した¹⁹。

(2) 厳格な情報保全体制の確立

イージスシステムの特別防衛秘密流出事案²⁰では、同情報を保有していた自衛官の外国人妻を通じて、同情報が外国に流出したのではないのかと懸念が示された。これに対し石破大臣は、可能な限り徹底した調査を行った結果、自衛隊外への流出はないとの確認をしたと答えた²¹。また、情報保全体制に不備があると国際的な情報収集の連携・共有に支障があり、秘密保護法制の整備が重要ではないかと質された。これについて岩城内閣官房副長官は、情報管理・保全の徹底は情報活動の前提であり、しっかり対応していかなければならない、国家公務員法等の守秘義務違反は懲役1年以下であり、抑止力が十分ではないため、内閣官房副長官を長とする秘密保全法制の検討チームを設置したことを明らかにした²²。

(3) 防衛調達

平成10年にも調達実施本部(当時)の幹部が関与した防衛装備品に関する水増し請求事件があり、同18年には防衛施設に関する官製談合事件が発覚した。それぞれ防衛庁(当時)において再発防止策等が講じられたにもかかわらず、今般の前防衛事務次官の供応・収賄及び防衛商社による水増し請求事案²³が発覚したことで、防衛調達改革について防衛省による自浄作用が望めず、総理の責任において徹底的に取り組むべしとの意見があった。これに対し福田総理は、防衛調達について、平成10年の不正事件以後も不祥事が繰り返して起こっており、抜本的な改革は不可欠であると認識している、このため、防衛省だけでなく、内閣として取り組む必要があると強く認識し、防衛省改革会議を設置して有識者に大所高所から精力的に議論を行っていただいている、今後は、防衛省改革会議の議論を踏まえ、例えば防衛調達の方針については内閣レベルの関与を強めたり、監査・監察機能を一層強化するというような、より透明、公正な防衛調達のための諸施策を取りまとめて防衛調達の抜本的改革を行ってまいりたいと考えている、と答弁した²⁴。

3．集団的自衛権、国家安全保障会議

安倍前総理が集団的自衛権の研究のため設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」²⁵（座長：柳井俊二国際海洋法裁判所判事）は福田総理就任後しばらくは開かれなかったため、同懇談会の報告書とその取り扱いについて質された。福田総理は、「今後の安全保障のあり方を考える上で参考になるのかな、集団的自衛権の問題につながるの、結果が出てから考えたい」と消極的な姿勢を示した²⁶。

また、安倍政権で官邸の司令塔機能再編・強化のため、国家安全保障会議の設置等を内容とする安全保障会議設置法改正案は、168 回国会（昨年秋の臨時会）において廃案となった。法案の再提出の可能性について問われた福田総理は、形式的といわれている安全保障会議を形式的でなくするの、もひとつの解決方法である、官房、外務、防衛の3大臣による協議の体制をとっているとしながらも、食料の安全保障や中長期的な問題も含めて考えるような場が必要だと再提出に含みを持たせた²⁷。

4．国際平和協力活動

現在、自衛隊の国際平和協力活動として、イラク人道復興支援活動に基づく空輸活動及び補給支援特措法に基づくインド洋での補給活動が実施されている。169 回国会においては、これらの法律の期限延長等の改正はなかったものの、その活動状況等をめぐり論議が行われた。また、国際平和協力活動に関する一般法については、福田総理が 169 回国会の施政方針演説において検討を表明したこともあり、引き続き論議が行われた。

（1）イラク人道復興支援特措法

イラク人道復興支援特措法に基づく航空自衛隊による空輸活動については、本年4月の「自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」名古屋高等裁判所判決において、自衛隊のイラクにおける空輸活動は憲法に違反する活動が含まれるとされたこと²⁸ に対し質疑が行われた。

同判決に対する見解を求められた高村外務大臣は、今回の判決は、自衛隊イラク派遣等違憲確認及び差止めの請求が却下された国側全面勝訴の判決であり、違憲であると判示した部分は、判決の結論を導くのに必要のない傍論であり、政府は裁判所においてイラク派遣等が憲法に反するかどうかについて主張、立証もしておらず、判決の結論を導く必要がないにもかかわらず示された高裁見解について納得できないとの認識を示した。その上で、イラク人道復興支援特措法に基づく航空自衛隊の活動は、他国の兵員輸送を含め、それ自体としては武力の行使又は武力の威嚇に当たらない活動であり、また、いわゆる非戦闘地域に限って実施することとする等、他国の武力行使と一体化することがないことを制度的に担保する仕組みの下に行われており、憲法の関係においても問題はなく、判断を変える必要はないとの見解を示した²⁹。

また、同判決において自衛隊の活動するバグダッドが戦闘地域であるとされたことに対する政府の認識を問われた石破大臣は、基本計画において実施区域はバグダッド空港と指定しており、そこには民航機も入っているという状況で、その地域において、国又は国に準ずる

組織の間において国際紛争を解決する手段としての武力の行使が行われているという判断はしていない。今回の判決では、バグダッド空港ではなくバグダッドと広い地域が指定されており、政府としては、バグダッド空港以外の地域について、そこが戦闘地域かどうか判断をする必要もなく、判決に示されたような認識は持っていないとの見解を示した³⁰。

その他イラクに関連しては、自衛隊の参加するイラク多国籍軍の駐留の根拠である国連安全保障理事会決議が本年末には延長されず、イラクに派遣された航空自衛隊員の法的身分を規定する地位協定が新たに必要となり、イラクとの間で締結を交渉する方針であるとの報道がなされた³¹。これを受けて、その事実関係と今後の自衛隊のイラクにおける活動の継続について問われた高村外相は、我が国政府が地位協定の締結に向けてイラク政府と交渉する方針を固めたという事実はないと否定した上で、今後のイラクにおける空自部隊の活動については、イラクの政治状況、現地の治安状況、国連及び多国籍軍の活動や構成の変化等の諸事情をよく見きわめ、イラクの復興の進展状況等を勘案して、適切に対応していくとの従来の見解を述べるにとどめた³²。

(2) シーレーン防衛

本年1月に成立した補給支援特措法に基づきインド洋における海上自衛隊の艦艇による補給活動も再開されているが、インド洋において本年4月に日本船籍のタンカーが不審船より発砲を受ける事件が発生したことから、シーレーン防衛について議論が行われた。

シーレーン防衛のための自衛隊派遣について、現行の国内法の問題点及び今後の整備に関する認識を問われた石破大臣は、シーレーン防衛を行う場合、条文上の根拠は海上警備行動を使わざるを得ないと考えるが、シーレーン防衛は常続的なものであり、海上警備行動を出したままというのは法の運用としては極めて不自然であると答弁した。また、シーレーン防衛の論点としては、防衛省設置法上の調査研究を使うのは限界があり自衛隊法上どう枠組みを仕込むのかという法律的なもの、日本から中東までどの程度の艦船が必要かという能力的なもの、及び諸外国との協力をどうするのかというものがあり、今後きちんと議論していきたいとの認識を示した³³。

(3) 国際平和協力一般法

前述のように、福田総理は、169回国会冒頭の施政方針演説において、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施するため、一般法の検討を進めると表明した³⁴。

その後の代表質問において、あらためて自衛隊の国際平和協力活動の原理原則と一般法の検討について質された福田総理は、自衛隊による国際平和協力活動について、国際社会の取り組みの多様化を踏まえ、我が国の地位、責任、国益や自衛隊の能力を活用する必要があるのかといった諸点について、国民的議論を経た上で、我が国として主体的に判断することが重要であるとの見解を示した。一般法の整備については、我が国が平和協力国家としての役割を果たす上で、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施していくために望ましく、また、国際平和協力に関する我が国の基本方針を内外に示す上でも有意義と考えており、憲法の範囲内で活動を行うことを前提として、与党における議論や国民的議論の深まりを十分に

踏まえて検討を進め、機会があれば、野党とも十分協議をさせていただきたいと答弁した³⁵。

さらに、一般法の必要性について問われた福田総理は、我が国が国際平和協力を行い自衛隊が参加する場合には何らかの法的な担保が必要だが、暫定措置、特別措置といったその都度つくるということでは、国会で2か月はかかり、他の国は活動しているが、日本はなかなか出ていけず、本当に協力活動を十分にできるかという心配があるとの認識も示した³⁶。

なお、与党は、福田総理の一般法検討の表明を受け、5月下旬より協議を行ったが、6月21日の会期末までにはまとまらず、同法案の提出は早くとも次期常会以降とみられている³⁷。

5．宇宙基本法の成立

169回国会において、議員提出法律案である宇宙基本法が成立した。同法は、我が国における宇宙開発利用に関する基本法となるものであり、具体的には、宇宙開発利用に関する基本理念を定め、宇宙開発利用に関する国の責務等を明らかにし、宇宙基本計画を作成すること、宇宙活動に関する法制を整備すること等を主な内容としている。特に同法の基本理念として、宇宙開発利用は、我が国の安全保障に資するよう行われなければならないと規定されており（第8条）³⁸、宇宙の平和利用の観点から議論が行われた。

（1）国会決議との関係

本法案と昭和44年の衆議院決議との整合性をどのように整理しているのかという質疑に対して法案発議者は、衆議院における「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」いわゆる平和利用決議では、宇宙の開発及び利用を平和の目的に限り行うこととしているが、他方、本法案では、宇宙開発利用を我が国の安全保障に資するよう行うものと位置付けており、憲法の平和主義の理念にのっとり、専守防衛の範囲内で防衛目的での利用は行えるというのが趣旨である。これまでも一般化した技術の利用や、我が国国民の生命、財産を守るための代替手段のない唯一の手段であるBMDへの取組については、決議の趣旨に沿ったものとして認められてきたところであり、憲法の平和主義にのっとり、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、決議の文言及びその趣旨に反するものではなくて、本法案により平和利用決議を否定したりこれを無効にするようなものではないとの認識を示した³⁹。

（2）JAXA法との関係

また、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（JAXA法）第4条でJAXAの業務が「平和利用に限り」とされていることについて、これまでは平和を非軍事と解釈してきたが、法律成立後に同条の解釈変更をするのか質疑が行われた。まず、政府は、その取扱いについて、今後、法の目的や趣旨を踏まえ検討を進める旨する答弁したが、発議者は、本法案とJAXA法は基本法と個別法の関係にあり、本法案が宇宙開発利用を我が国の安全保障に資するよう行うものと位置付けており、今後これを踏まえた解釈が行われていくとの見解を示した⁴⁰。

法律成立後、具体的に安全保障の分野で何が可能となるのかとの質疑もされたが、発議者

はこれまではいわゆる一般化理論により、その利用が一般化している衛星等については自衛隊での利用が認められるものとされてきたが、今後は専守防衛の範囲内での防衛目的での宇宙開発利用が可能となると考えているとの認識を示した。ミサイル防衛において、早期警戒衛星等の利用は、法的には可能であるという認識も示した⁴¹。

- 1 第 168 回国会参議院本会議録第 3 号 3 頁 (平 19.10.1)
- 2 施政方針演説には「平和協力国家」について、「...これらの地球規模の課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と発展に貢献する平和協力国家として、国際社会において責任ある役割を果たします。」などの表現がある (第 169 回国会参議院本会議録第 1 号 5 頁 (平 20.1.18))
- 3 第 169 回国会参議院本会議録第 1 号 2-6 頁 (平 20.1.18)
- 4 本年 1 月に成立した「補給支援特措法」に関する論議は、本誌 278 号 (平成 20 年 2 月 29 日) の笹本『インド洋における補給活動の再開』を参照されたい。
- 5 大綱は、我が国の防衛力のあり方や具体的な整備目標など、我が国の防衛力の整備、維持、運用に関する基本的事項を示した防衛政策の基本方針等を示した文書。策定から 5 年後又は情勢に重要な変化が生じた場合に、「その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う」と記述されている。
- 6 中期防には、「その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う」と記述されている。
- 7 『再編実施のための日米のロードマップ』
- 8 『在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について』(平成 18 年 5 月 30 日)
- 9 第 169 回国会衆議院本会議録第 3 号 6 頁 (平 20.1.22)。
- 10 クラスター弾とは、1 つの弾の中に数十～数百の子弾が入ったもので、不発弾による民間人の被害が深刻なものとなっている。
- 11 第 169 国会衆議院外務委員会議録第 7 号 13 頁 (平 20.4.11)
- 12 第 169 国会参議院決算委員会議録第 11 号 11 頁 (平 20.6.9)
- 13 第 169 国会参議院外交防衛委員会議録第 8 号 2 頁 (平 20.4.24)
- 14 防衛省改革会議は、国会閉会後の平成 20 年 7 月 15 日に報告書を福田総理に提出した。
- 15 第 168 国会衆議院本会議録第 2 号 7 頁 (平 20.1.21)
- 16 給油量取り違え事案は、テロ対策特措法に基づき米艦船に提供した補給艦に提供した給油量を海上幕僚監部が集計する際に同日行った駆逐艦のデータを取り違えて入力し、その後の防衛省幹部、官房長官への説明も誤った数字を使用し、官房長官の記者会見、防衛庁長官の国会答弁にもその数字が使用された事案である。その後の調べで、海上幕僚監部の課長は取り違えの事実は把握したが、訂正を行わなかったことが判明した。
- 17 第 168 国会衆議院本会議録第 7 号 11 頁 (平 19.10.23)。防衛省は、給油量取り違え事案及び航泊日誌誤廃棄事案を受け、文民統制の徹底を図るとの観点から、再発防止の徹底を含め、抜本的な措置を講ずるべく、「文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会」(委員長：防衛大臣)を 19 年 10 月 22 日に設置した。
- 18 第 169 国会衆議院予算委員会議録第 8 号 21 頁 (平 20.2.14)
- 19 第 169 国会参議院外交防衛委員会議録第 4 号 13 頁 (平 20.4.8)
- 20 特別防衛秘密が含まれるイージスシステム情報を部内教材用に作成し、特別防衛秘密に登録されることもないまま、複数の自衛官が複製し保有していたもので、平成 19 年 1 月、神奈川県警が護衛艦しらね (係留港：横須賀)の乗組員の自宅を外国人である妻の出入国管理及び難民認定法違反の容疑で捜索したところ、イージスシステムの特別防衛秘密を含んだ外付けハードディスクが発見されたことにより、情報流出が発覚した。同年 12 月、平成 14 年当時海上自衛隊艦艇開発隊に所属していた 3 等海佐がイージスシステムに係る特別防衛秘密を漏れいした容疑で逮捕されるとともに、同月 25 日までに、自衛官 4 名が書類送致された。
- 21 第 169 国会衆議院決算行政監視委員会第 2 分科会議録第 1 号 22 頁 (平 20.4.21)
- 22 第 169 国会参議院内閣委員会議録第 3 号 17～18 頁 (平 20.3.27)
- 23 平成 19 年 10 月、前防衛事務次官が在職中に防衛商社の幹部と多数回にわたりゴルフをしていたことが明らかとなった。その後、飲食接待、他の会社への口利き、防衛省との契約における便宜供与などの癒着や当該防衛商社による防衛装備品の水増し請求が明らかになった。国会では衆参の関係委員会で前次官の証人喚

問したほか、参議院では防衛商社の元幹部の証人喚問、現社長の参考人招致などを行い、真相究明や防衛調達のあり方等について議論がなされた。

- 24 第 169 国会参議院決算委員会会議録第 11 号 2 頁(平 20.6.9)。防衛省では、防衛装備品調達公正かつ透明な制度を整備する等のため、平成 19 年 10 月、「総合取得改革推進プロジェクトチーム」(委員長：大臣政務官)を設置した(後に発覚した商社による外国メーカー製品等の水増請求等にも対応)。同プロジェクトチームは、装備品等のライフサイクル管理の強化、効果的・効率的な研究開発のあり方の検討、調達・維持整備の効率化に向けた施策の強化、中央調達・地方調達の見直し、計画段階・調達段階の業務分担のあり方について検討を行い、20 年 3 月、取りまとめを行った。
- 25 同懇談会は、米軍の艦船が公海上で攻撃された場合の我が国自衛隊の艦船の対応、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合の自衛隊の対応、国際的な平和活動における武器使用、国際的な平和活動におけるいわゆる「後方支援」の 4 つの問題の検討を行った。結局、同懇談会は福田総理就任後 1 度も開催されることなく、国会閉会後の本年 6 月 24 日、報告書を福田総理に提出した。
- 26 第 169 国会衆議院予算委員会会議録第 6 号 29 頁(平 20.2.12)
- 27 第 169 国会衆議院予算委員会会議録第 6 号 29 ~ 30 頁(平 20.2.12)
- 28 同判決の要旨は、「イラクにおいて航空自衛隊が行っている空輸活動は、武力行使を禁止したイラク特措法 2 条 2 項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条 3 項に違反し、かつ、憲法 9 条 1 項に違反する活動を含むものではあるが、これによる控訴人らの平和的生存権に対する侵害は認められないとして、控訴人らによる自衛隊のイラク派遣に対する違憲確認の訴え及び派遣差止めの訴えを却下し、国家賠償請求を棄却した原判決を維持する」というものである。(出典：裁判所ホームページ判決例情報 http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=04&hanreiNo=36331&hanreiKbn=03)
- 29 第 169 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 7 号 2 頁(平 20.4.22)
- 30 第 169 回国会参議院決算委員会会議録第 3 号 6 頁(平 20.4.18)
- 31 「共同通信ニュース」(平 20.5.6 http://topics.kyodo.co.jp/feature40/archives/2008/05/post_447.html)
- 32 第 169 回国会衆議院外務委員会会議録第 17 号 11 頁(平 20.6.6)
- 33 第 169 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 6 号 16 頁(平 20.4.25)
- 34 第 169 回国会衆議院本会議録第 1 号 2 頁(平成 20.1.18)
- 35 第 169 回国会衆議院本会議録第 2 号 5 頁(平成 20.1.21)
- 36 第 169 回国会衆議院予算委員会会議録第 3 号 6 頁(平 20.1.29)
- 37 与党は、本年 5 月 23 日、法制度の検討に当たっては現行憲法の範囲内とする、国会承認をはじめとする文民統制を確保する、法案の提出は内閣が行う等の合意をし、国連決議のある場合ない場合、活動の内容、憲法 9 条との関係、国会との関係の 4 項目の論点について議論を行った。
- 38 そのほか、国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする(第 14 条)という規定もある。
- 39 第 169 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 2 頁(平 20.5.20)
- 40 第 169 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 11 頁(平 20.5.20)
- 41 第 169 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 9 頁(平 20.5.20)